

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済
に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：電子決済手段等への対応

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和4年3月3日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

近年、金融のデジタル化等が進展する中で、米国等を中心に、法定通貨と価値の連動を目指す電子的な支払手段として、いわゆるステーブルコインが発行され、発行者とは別の仲介者を通じた流通が進んでいる。

我が国の現行制度は、こうした法定通貨建てのステーブルコインについて、発行者と仲介者が別々の主体となることを想定した設計とはされておらず、国際的に議論が進むステーブルコインに対する規制・監督の適用関係が明確でない状況にある^(注)。

こうした状況を踏まえ、金融イノベーションを促進しつつ、利用者保護やマネロン等対策を適切に行うための規制・監督の適用関係に係る施策が必要であり、こうした措置を講じなければ、我が国の資金決済制度が安定的かつ効率的でないものとなるおそれがある。

以上をベースラインとする。

(注) 2019年6月のフェイスブック社によるリブラ構想等の動きを契機とし、グローバル・ステーブルコインに係る規制・監督上の対応に関し、FSB（金融安定理事会）では、「同じビジネス・リスクには同じルールを適用する」との原則が合意されている。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題】

金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築をどのように図っていくかが重要な課題である。ステーブルコインに対する規制・監督の適用関係を明確にし、利用者利便の向上と金融イノベーションの促進に繋げていくことが課題である。

【規制以外の政策手段】

上記課題を解決するに当たっては、規制・監督の適用関係を明確にし、利用者保護やマネロン等対策を適切に実施することが必要であることから、法律による規制手段の採用が妥当である。

【課題解決手段】

法定通貨と価値の連動を目指す電子的な支払手段のうち既存のデジタルマネー（預金・未達債務）と同様に送金・決済手段として利用できるものや、既存のデジタルマネー（預金・未達債務）に関し、それらの発行者と利用者との間に立ち、売買等の行為を行う仲介者について、登録制（電子決済手段等取引業及び電子決済等取扱業）を導入する。

また、信託財産の全額を円建ての要求払預金で管理することを前提とする等の必要な利用者保護措置がとられる信託受益権について、金融商品取引法上の開示規制等を適用しないこととし、そうした信託受益権を発行する一定の信託会社等（特定信託会社）が、届出により、為替取引を業として営むこと（特定資金移動業）を可能とするため、必要な制度改正を行う。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

電子決済手段等取引業又は電子決済等取扱業を行おうとする者において、登録申請に係る費用や規制の遵守に係る費用が発生する。

特定資金移動業を営もうとする特定信託会社において、業務の内容・方法等の届出に係る費用や規制の遵守に係る費用が発生する。

【行政費用】

登録審査に係る費用が発生する。また、電子決済手段等取引業者又は電子決済等取扱業者に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

特定資金移動業を営もうとする特定信託会社からの届出の受理に係る費用が発生する。また、特定信託会社に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。

※事業を行うかどうかは、個々の事業者の経営判断によるものであり、現時点で登録・届出の計数を推計することはできない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

—

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

ステーブルコインについての規制・監督の適用関係が明確となることで、送金・決済手段として利用できるステーブルコインの発行・流通による資金決済が実現する。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

—

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

—

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

送金・決済手段として利用できるステーブルコインの発行・流通により、利用者利便の向上や金融イノベーションの進展を通じて、我が国の資金決済制度が安定化及び効率化が図られる。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本案では、送金・決済手段として利用できるステーブルコインの発行・流通による資金決済の実現、利用者利便の向上や金融イノベーションの促進、資金決済制度の安定化及び効率化といっ

たプラスの効果が得られる一方で、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

【代替案の内容】

本案では、電子決済手段等取引業者・電子決済等取扱業者や特定信託会社に対し、一定の体制整備義務（利用者の保護を図り、業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置）を求めているが、代替案では、これを求めないこととする。

【費用】

遵守費用：体制整備のための費用が削減される。

行政費用：適切な体制整備がないことに伴う監督上の対応に係る費用が増加する。

【効果】

適切な体制整備が図られないことにより、利用者保護・マネロン等対策の観点から問題のある資金決済が行われ、我が国の資金決済制度が安定的かつ効率的でないものとなるリスクが生じる。

【費用と効果の分析】

代替案の場合、本案の場合と比較して、遵守費用の削減幅や行政費用の増加幅は体制整備の内容によるため一概には決定されないが、利用者保護・マネロン等対策の観点から問題のある資金決済が行われ、我が国の資金決済制度が安定的かつ効率的でないものとなり得るというマイナスの効果が生じる。

【評価】

以上より、本案が適切と考えられる。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

—

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行後 5 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後 5 年以内に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

本件見直しにより新設された規制に係る監督上の対応状況等について、総合的に判断して、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握していく。

